

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号）」（以下「番号利用法別表主務省令」という。）が改正されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）の改正を行うもの。

2. 改正の内容

任意継続組合員が組合員（他共済の組合員や他の健康保険の被保険者を含む。以下同じ。）となった時には、組合員の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）に任意継続組合員の資格を喪失する。その際、これまでは資格喪失日を特定するために、新しい組合員証の写しの提出を求めているところである。

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・総務省・文部科学省令第 5 号）によって令和 7 年 12 月 2 日から組合員証が利用不可となり、今後は組合員証の写しの提出を求めることができなくなるため、組合が情報連携によって資格取得日を確認できるよう、番号利用法別表主務省令の改正が行われる。

当該情報連携は社会保険診療報酬支払基金の中間サーバーを用いて行われることから、社会保険診療報酬支払基金等への委託事務を規定する地方公務員等共済組合法施行規則第 2 条の 10 第 2 項第 3 号において、任意継続組合員の資格の喪失に関する事務を追加する。

3. 公布日等

公布日：令和 7 年 7 月 28 日

施行日：令和 7 年 7 月 28 日